

安全目標に関する原子力委員会近藤委員長への訪問の結果について

平成 25 年 4 月 3 日

原 子 力 規 制 庁

○日時・場所：平成 25 年 3 月 29 日（金） 14 時～15 時 30 分
中央合同庁舎 4 号館 原子力委員会委員長室

○結果概要：

1. 原子力安全委員会安全目標専門部会における中間とりまとめについて

- ・ この作業は、規制行政における安全の定義を「公衆リスクが十分小さいこと」という世界標準のものに変え、地震 PSA が使える用途がついたことを踏まえて、PSA の結果を安全規制における意思決定に多様に活用する「リスク・インフォームド規制」が進展することに役立つと考えて進めた。
- ・ 規制実務は安全目標から導かれる性能目標によって行われるが、性能目標にサイト依存性が強く現れることなどがないように、単一の数値にすることを避けた。これについては異論もあったが、次の段階で行われた性能目標の策定に不都合を生じたとは聞いていない。

2. 放射性物質の環境への放出についての安全目標への取り込みについて

- ・ 汚染面積や放出量を制限する防護策を求めるべく、それに応じた頻度を定めることがあってよいと考える。

3. 安全目標の考え方について

- ・ 安全目標やそれより導かれた性能目標を達成する工学上の工夫の在り方を示すのが「規制基準」であり、「規制基準」と安全目標とは独立ではない。
- ・ 原子力安全の向上には、この安全目標を高めてその実現を目指すことも重要だが、知識の実状を反映するリスク推定値の不確かさは大きい。したがって、これを小さくする工夫、例えば、信頼性を高くする工学上の工夫、訓練の充実、その他に力を入れることもそれ以上に重要と考える。